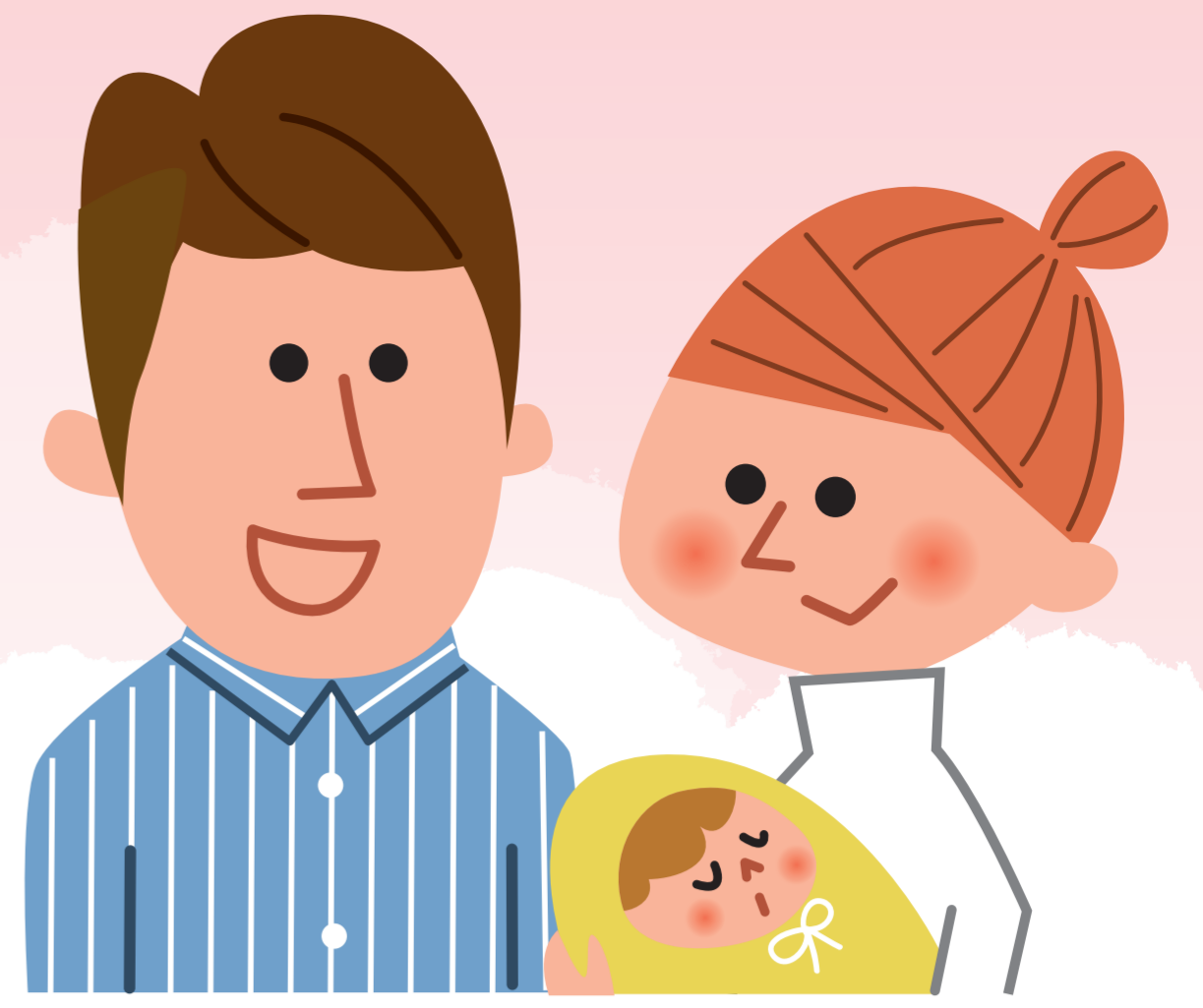


民法改正



嫡出推定制度が 新しくなりました

- 母が再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定されます。
- 子や母も嫡出否認の訴えを提起できます。
- 嫡出否認の訴えの出訴期間が3年に延長されました。

令和6年4月1日施行



改正法は、原則として、令和6年4月1日以後に生まれる子に適用されます。

ただし **令和6年4月1日から1年間に限り、**
令和6年4月1日より前に生まれた方やその母も、嫡出否認の訴えを提起できます。

改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

